

千葉県大宮学校給食センター（仮称）
整備事業

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書	1	~	53
要求水準書	54	~	128
落札者決定基準	129	~	149
様式集	150	~	169
特定事業契約書（案）	170	~	267
実施方針	268		
その他	269	~	270

別添資料1～5

平成15年6月13日

千葉県市

入札説明書の質問に対する回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	2	第2	3	(3)	「平成16年4月から」とありますが、実施方針の意見に対する回答NO.21で「必ずしも平成16年4月に着工することはありませんが…」の回答通りでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
2	2	第2	3	(4)	食材調達の方法は、従来のセンターの調達方法同様、入札による決定と考えてよろしいでしょうか？	従来と同様の方法を想定しています。
3	2	第2	3	(4)	「開発行為…申請手続き業務」は落札者決定後、事前協議、32条協議などを開始するものと考えますと、入札後新たな指導により工事金額に影響する可能性があります。また、期間が非常に厳しいと思われます。あらかじめ開発許可に係わる工事項目・工事概要をご指示いただけませんか？	提案書の作成過程において、千葉市都市局都市部宅地課その他関係課で相談に応じます。
4	2	第2	3	(4)	「開発行為…申請手続き業務」に関連することですが、都市計画法 第37条の(建築制限)の但し書き適用により、建築同時着工が認められるものと考えてよろしいでしょうか？	都市計画法第37条第1号の規定に該当します。
5	3	第2	3	(5)	人件費は物価変動に比例するとは限りません。本来委託料金の改定は人事院の勧告により行われるものですが、「物価変動に基づく委託費の改定」とはどういったことでしょうか。詳細説明をお願いします。	委託料として支払う部分の物価変動が、消費者物価指数(サービス)と完全一致するとは考えていませんが、最も合理的と判断して指定したものです。なお、当該指数には、各種サービスの提供における人件費相当分も含まれます。
6	3	第2	3	(5)	「基準金利決定日は平成17年1月末日とする」とありますが、基準金利決定日は、特定事業契約書(案)第32条第1項「委託業務開始予定日」又は乙が第27条の「業務体制確認書」を受領した日の翌日のうちいずれか遅い日」として頂けませんでしょうか。初期投資相当額をプロジェクトファイナンスで調達しようとする場合、融資実行は対象物が問題なく市に引き渡され、運営が開始されたことが確認された時点(いわゆるサービス購入料支払の対象期間開始日)となる可能性が高いため、基準金利の改定日から当該日までの期間の金利変動リスクが発生し、調達コストを押し上げる要因となることが考えられます。	入札説明書に示したとおりとします。
7	4	第3			平成15年8月29日の「入札及び提案書の受付」以後、「落札者決定」までの間に計画説明、ヒヤリングなどを予定されているでしょうか？有るとすれば、いつ頃、どのような形式で行われるかご教示ください。	必要に応じて実施する場合がありますが、現段階では想定しておりません。
8	4	第4	1	(1)	入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。とありますが、事業者よりの申し立てにより、協議が行えると解釈してよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
9	4, 5	第4	1	(2)	設計企業を複数の企業の共同とする場合、a, b, cの要件を全ての参加企業が満たしている必要が有りますか。例えばa及びcの要件を満たした会社とa及びbの要件を満たした企業の共同では資格要件を満たしますか。	設計企業のうち1社は、a, b, cの全ての要件を満たすことが必要です。
10	4, 5	第4	1	(2)	建設企業を複数の企業の共同とする場合、a, b全ての要件を全ての参加企業が満たしている必要が有りますか。例えばa及びbの要件を満たした会社とaの要件のみ満たした企業の共同では資格要件を満たしますか。	建設企業のうち1社は、a, bの両要件を満たすことが必要です。
11	4, 5	第4	1	(2)	HACCP対応施設に対する相当な知識を有していること、が要件にありますが、HACCP対応施設(完成済み案件)の設計実績が必要でしょうか。又、HACCP対応施設の種別は給食事業に限りますか。	・必ずしも設計実績を求めません。 ・給食事業に限られません。
12	5	第4	1	(2)	設計企業として、共同設計(JV)は可能でしょうか。その場合、JVでa,b,cの三要件を満たしていればよろしいのでしょうか。(例:1社はa,bの要件を満たして、1社はcの要件を満たしていればよろしいのでしょうか。)	設計企業のうち1社は、a, b, cの全ての要件を満たすことが必要です。
13	5	第4	1	(2)	設計企業を複数企業の共同とする場合、共同でa, b, cの要件を満たせばよろしいでしょうか。	設計企業のうち1社は、a, b, cの全ての要件を満たすことが必要です。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答	
14	5	第4	1	(2)	設計企業と建設企業は同一会社でもよろしいのでしょうか。よろしければ、特定事業契約書(案)第16条に基づき、設計企業、工事監理者、建設企業は同一会社となります。	設計企業と建設企業が同一会社であることは認められます。
15	6	第4	2	(8)	手形交換所、取引停止処分の対象外である不渡り(ゼロ号不渡り)でも無効となりますか。	「0号不渡り」についても、入札無効の対象とします。
16	9	第4	3	(10)	各提案書は別々に綴じるとしてよろしいですか。またA3の図面集(第12号様式)は、設計・建設業務提案書の最後に折りたたんで綴じるとしてよろしいですか。	提案書は1冊に綴じてください。図面集については、別冊綴じにしてください。
17	9	第4	3	(10)	提案書については、正副ともに、会社名・グループ名等を伏せる必要は特にないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
18	9	第4	3	(10)	事業計画提案書の電子データは、フロッピーディスクではなくCD-Rでの提出でもよろしいでしょうか。	CD-Rでの提出も認めます。
19	9	第4	3	(14)	フロッピーディスクに収めるデータは第45号様式のみと解釈して宜しいでしょうか。	第41号様式から45号様式までを提出してください。
20	10	第5	1		審査委員の中に建築系専門の方が含まれていないように思われますが、施設計画等の審査はどのように行うお考えでしょうか。	審査は外部コンサルタントも活用しながら、審査委員会で全ての項目にわたり適正に行い、委員の総意で決定します。
21	12	第6	3	(1)	委託料の支払い期間は15年間とし、平成17年度上半期分(4月1日～9月末日)を初回として支払うものとする。以後年2回、平成31年度下半期分(10月1～3月末日)までの30回の支払いとする。と記載されていますが、SPC(給食センター)の支払いは、殆どが人件費・水光熱費及び消耗品などが占め、毎月月末または翌月に支払いを行っています。半期毎の支払いを市から受ける場合は、SPCがその間の資金手当てが必要なり、未収入のリスクが生じます。毎月の支払いをご検討願いたい。また、市の税収入は四半期毎が多いため最悪でも四半期毎の支払いをお願いしたい。(P16の支払手続では、業務完了届受領後10日以内の履行確認、請求書を受領後30日以内に賃借料・委託料の支払いとなっており、事業者は最大7ヶ月程度の支払いを受けられないものが有ります)	入札説明書に示したとおりとします。
22	12	第6	3	(1)	賃借料、委託料共に平成17年度上半期分を初回として支払うとありますが、実際の支払日はいつをご予定なさっておりますか？先払い、後払い等、ご教示ください。	初回の支払いは、平成17年10月以降になります。
23	13	第6	3	(2)	提供給食数は、年間平均で8,000食/日を下回らないと解してよろしいでしょうか。	将来状況によっては、年間平均で8,000食/日を下回る可能性もあります。
24	13	第6	3	(2)	・配送校の変更がなされると、変更した学校までの距離や車の積載量の増加によっては、車の台数の増加が必要になる可能性が高いと思われませんが、具体的調整方法を説明願います。 ・また車を増やす場合、車の費用は市が負担していただけののでしょうか。	・要求水準書に示した当初の配送校に対し、配送校の学級数及び配送等に要する走行距離が著しく増大しないよう配慮して調整します。 ・配送校の変更により、市の負担で車を増やすことは想定しておりません。
25	13	第6	3	(2)	配送校の変更に伴う配送ルート変更、配送学校の組み合わせ変更の決定権は事業者側でしょうか、市側でしょうか。	事業者側です。
26	13	第6	3	(2)	配送先の変更は走行距離増大によるリスク以外にも配送数の地域的偏りによる配送リスクや遅延リスク等運営に大きく影響が出ます。つきましては配送校変更の調整に際して、前倒しの検討期間延長ならびに事業者との事前協議を行えるよう条件を追加していただきたい。	要求水準書に示した当初の配送校に対し、配送校の学級数及び配送等に要する走行距離が著しく増大する場合であって、かつ関連する事業者提案(「市が実施する食数調整の自由度」において評価)がない場合は、事業者との事前協議を行います。
27	13	第6	3	(2)	配送校が変更となった場合は、配送費の増加について、協議いただけるものと解してよろしいでしょうか。	要求水準書に示した当初の配送校に対し、配送校の学級数及び配送等に要する走行距離が著しく増大する場合であって、かつ関連する事業者提案(「市が実施する食数調整の自由度」において評価)がない場合は、事業者との事前協議を行います。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答	
28	13	第6	3	(2)	実施給食数が通知された以降に発生する、突発的な給食数の減数(インフルエンザによる学級閉鎖等)については実施給食数で変動料金の算定を行うと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に示した「場合別の提供給食数と変動料金算定基礎」に従って算定します。
29	13	第6	3	(2)	8000食/日未満の予定給食数が通知される～については、年に何回までといった制限をしていただけませんか。さもなければ、事実上給食数の契約上のミニム数が無いこととなります。	8000食/日未満の予定給食数の通知については、入札説明書に示した「学校行事等の開催に伴う給食の未提供日」を参考に検討してください。
30	13	第6	3	(2)	「提供日の属する月の1か月前までに予定する給食数を通知する。」とは、例えば提供日が5月1日から5月31日の場合には、4月1日までに通知がなされると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
31	13	第6	3	(2)	「変更給食数 = 実施給食数 - 予定給食数」でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
32	14	第6	3	(2)	市や配送校の責めによることを証明するのは本事業の範囲外を含めた広範囲の調査が必要となり、大変困難であるので、「原因究明を本事業の範囲内で実施し問題無く適切に実施された事を証明(市の承諾を要する)できた場合は、事業者の債務不履行にはならない。」と文言の変更をご検討ください。	ご指摘のとおり、事業範囲外で調査することは困難であるため、事業者の調査範囲は事業範囲内が中心となります。ただし、事業者の債務不履行がないことを証明することも、通常は困難であるために、入札説明書に示したとおり設定しています。
33	14	第6	3	(2)	事業者職員用給食(食材費)は一食いくらの負担で計算すればよいでしょうか。	食材費に変動料金単価(事業者提案)を加算した額です。千葉市の食材費は1食あたり282円(平成15年度現在)です。
34	14	第6	3	(3)	食中毒の原因が不明であっても、市の承認がなければ事業者の債務不履行になるという条件は、市が第三者ではなく、利害関係者である以上、極めて不公平です。市とは無関係の第三者の承認としていただけませんか。	市が承認しないことにより、事業者の債務不履行に基づく食中毒の発生になるとは限りません。
35	15	第6	3	(4)	運営期間の損害保険の加入については、火災等による調理業務の中断による損害も付保することとしてよろしいでしょうか。	指定した保険以外の加入については、事業者の判断に委ねます。
36	15	第7	1	(1)	SPC出資者にまで損害賠償の請求が過激しないとの解釈でよろしいでしょうか。SPCを有限会社(株式会社)として設立した場合は、出資者の責任は出資金限りの解釈でよろしいのでしょうか。	SPCは株式会社であることが前提となりますが、出資者の責任は出資金限りの解釈でかまいません。
37	16	第7	4	(1)～(4)	業務完了後に支払いとなると、半年分の運営人件費・管理運営費を予め用意しなくてはなりません。この額は莫大な金額になり事業を圧迫します。月払いになりますか。	入札説明書に示したとおりとします。
38	16	第8	1	(1)	落札者がSPCを設立できなかった場合、市と契約締結できなかった場合の落札者の責任の有無、損害賠償の請求の可能性はあるのでしょうか。	ご指摘の場合、落札者に責任はありますが、原則として損害賠償の請求は行わないことを想定しています。
39	16	第8	1	(1)	SPCの資本金は1千万円でよろしいのでしょうか。(資本金額には、特に指定はないと考えてよろしいのでしょうか。)	SPCは株式会社であることが前提となりますが、資本金の最低額については特に規定しません。
40	16	第8	1	(3)	契約保証金が契約金額の10%とありますが、“ただし”以降の表現の中から判断すると、この契約金額とは施設整備費だけを意味しているようですがよろしいでしょうか。	契約保証金を納付する場合は、契約金額の10%です。履行保証保険の付保等により契約保証金の納付が免除される場合の保険金は、建設費の10%となります。
41	16	第8	1	(4)	契約書の内容について、市と事業者間で協議、変更はできるのでしょうか。	契約締結前は、事業者の提案内容を記載するための協議、条文の明確化などを行います。契約締結後は、特定事業契約書(案)に示す協議を行います。
42	18	別紙1	1	(1)	杭打工事を必ず行うということですか。	必ずしも求めません。なお、別紙1は、市の想定に基づく事業費構成例を示したものです。
43	18	別紙1	2		設計費が工事費の1.33パーセントと、異常に低くなっていますが、工事監理費も含まれていますか。	含みます。なお、別紙1は、市の想定に基づく事業費構成例を示したものです。
44	18	別紙1			配送にかかる費用(車両調達費、ガソリン代、運転手人件費等)は、内訳のどこに(4. 運営人件費(年間) 或いは5. 管理運営費(年間)) 含まれるのでしょうか。	5(1)に含みます。なお、別紙1は、市の想定に基づく事業費構成例を示したものです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
45	20	別紙3・リスク分担保表	共通	法令等の変更リスク	利益にかかる法人税率の変更が、事業者負担となっていますが、法人税の変更は、民間では責任の負えない項目であるため、市の負担の間違ひではないでしょうか。	入札説明書に示したとおりとします。
46	20	別紙3・リスク分担保表	共通	法令等の変更リスク	当該部分では、事業者側のリスクは「利益にかかる法人税率の変更」のみに限定されているのに対し、特定事業契約書(案)別紙12「法令変更の場合の費用分担規定」においては、[本件整備運営事業に直接関係する法令の変更の場合]及び[消費税率にかかる法令の変更の場合]以外の法令変更については全て事業者側の負担となっており、リスク分担の範囲が異なっております。入札説明書のリスク分担方針に合わせて特定事業契約書の記載を変更頂きたいと考えます。	別紙12につき、別添資料1のとおり変更します。
47	20	別紙3・リスク分担保表	共通	法令等の変更リスク	利益にかかる法人税率の変更は、市の負担として頂けないでしょうか。事業者負担とした場合、キャッシュフローへの影響に対するリスクヘッジにかかる費用を見込む必要があります。	入札説明書に示したとおりとします。
48	20	別紙3・リスク分担保表	共通	金利変動リスク	竣工日以降の金利変動は、事業者の負担となっていますが、P12第6、3、(1)、ア、aの賃借料において、……係る元本を入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間15年の元利均等返済方式……となっているため、金利は固定金利の提案となるため、金利変動は事業者の負担と言うことでしょうか。考えをご提示ください。	賃借料は、固定金利に基づき支払いますが、事業者には必ずしも固定金利による調達を求めています。固定金利による調達は、事業者が負担する金利変動リスクのヘッジ方策と考えます。
49	20	別紙3・リスク分担保表	建設	工事遅延・未完工リスク	「工事遅延・未完工による開業の遅延」に関して、次段の「工事費増大リスク」のように、市の指示によるものとそれ以外のものに分けることで、リスク分担方針を作り直すことにならないでしょうか。理由は特定事業契約書(案)第4章「本件施設」の建設第4節「工期の変更等（工期の変更による費用負担）第29条に「甲の責めに帰すべき事由により…」とあるからです。	リスク分担保表は考え方を示したものであり、特定事業契約書に規定する内容全てを示すものではありません。ご指摘のリスクについては、特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
50	20	別紙3・リスク分担保表	建設	工事遅延・未完工リスク	負担者について、市を従分担保として頂けないでしょうか。特定事業契約書(案)の20条4の「本件土地」に瑕疵があることが判明した場合、工期が延びる可能性があり、事業者ではリスクを負担することは難しいと考えます。	リスク分担保表は考え方を示したものであり、特定事業契約書に規定する内容全てを示すものではありません。ご指摘のリスクについては、特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
51	20	別紙3・リスク分担保表	運営	需要の変動リスク	[食べ残し等による残滓の変動]における市の従分担保は、具体的にはどういった分担保を想定されているのでしょうか。	生徒数・教職員数の変動とともに、提供対象者数が一定の範囲となるよう調整することが該当します。
52	20	別紙3・リスク分担保表	運営	調理事故・異物混入等リスク	実施方針では「検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常」が市のリスク負担としてありますが、入札説明書の中では、なくなっているのは何故ですか。	給食提供日に食材を検収するためです。
53	20	別紙3・リスク分担保表	運営	配送の遅延リスク	交通渋滞、第三者による事故、悪天候(雪)等が発生した場合も、当該リスクは市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者が、通常想定できないと考えられる事故等に起因する配送遅延については、事業者の責によるものではありません。

要求水準書の質問に対する回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
54	2	1	1	ウ)	新設される下水本管200Aの位置をご教示ください。	別添資料2を参照してください。
55	2	1	1	エ)	ガス本管工事引込口径は事業者の使用量に応じて設定可能ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
56	2	1	1		インフラの加入金、負担金は市の負担でよろしいですか。	上水道については給水本管から100で引き込むことを想定していますが、決定されたものではありません。なお、事業者の提案により管径の縮小も考えられます。また、申請及び工事については事業者が一括して行うことを想定しています。ただし、給水本管から敷地境界までの工事費及び負担金については市が負担します。他のインフラについては、市は負担金を負担しません。
57	2	1	3		現状の施設の構成面積データがありましたら、お示しください。既存施設図面を参考資料として頂くことができるでしょうか。	基本設計は市で閲覧可能となっています。
58	3	1	3		<諸室の概要>のうち、冷凍庫・冷蔵庫は、下処理前、及び下処理後の食材保管を目的とした利用と考え、庫内温度は、保管食材等が無い時の設定温度と考えてよろしいでしょうか。また、冷蔵庫の湿度条件は、成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、要求水準書7ページに示した各諸室の室温及び湿度について、和え物室は調理時間以外の場合とします。また、器具洗浄室1、器具洗浄室2及び洗浄室は、洗浄時間以外の場合とします。
59	3、4	1	3		調理員用休憩室についての記載がありませんが、男女別にそれぞれ必要ではないかと考えます。調理員用休憩室を加えても差し支えないでしょうか。	ご質問のとおりです。
60	4	1	3		事業者、市職員それぞれに室を設けなければならないでしょうか。光水熱等の費用が明快に分離できれば、同室としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりです。
61	4	1	3		見学者は一時的に最大何名程度が想定されますでしょうか。	50名程度を想定しています。
62	5	1	6	(2)	施設について、コンクリート造などの提案をすることは可能でしょうか？	施設性能に問題がなければ可とします。
63	7	1	6	(3)	「市職員用事務室」を設置することですが、常駐される貴市職員は所長・栄養士3名・事務員の計5名と想定してよろしいでしょうか。	栄養士3名を想定しています。
64	9	1	6	(4)	給水、給湯、給蒸気設備7段目「…その配管には、濾過装置が設けられていること」とは、純水装置と読み替えて宜しいでしょうか。	ごみ取り装置(ストレーナー)を指します。
65	9	1	6	(4)	電話及びインターホン等の設置の考え方は事業者の提案として宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
66	11	1	3	(6)	養護学校の通学路として使わないほうの階段について、その下部に外構計画上の配慮は必要でしょうか。	必要ありません。
67	11	1	6	(6)	通学路の計画等はお示し頂けますでしょうか。	要求水準書別添資料6に示す以上のものはありません。
68	11	1	6	(6)	配送車の駐車スペースについての記述がありませんが、給食センター用地内に配送車の駐車スペースを確保し、そこで車庫証明を得ることは可能という考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
69	11	1	6	(6)	・「臭気、騒音及び振動等周辺環境に配慮すること」とありますが臭気に対してはどのような規定があるのでしょうか。 ・又、敷地境界における騒音・振動の時間帯別の許容値をご教示下さい。	・臭気について特に規定はありません。 ・騒音、振動の許容値については、「騒音規制法」「振動規制法」の規定に基づきます。
70	11	1	6	(6)	資源物回収用車輛の大きさ、回転半径をお教えください。	事業者が委託する一般廃棄物収集運搬許可業者が回収しますので、事業者が提案してください。
71	11	1	6	(6)	食材搬入車輛は最大4トン車以下と想定すればよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
72	11	1	6	(6)	大型バスの進入経路は住宅街側からと考えてよろしいでしょうか。	搬入路側からの進入とします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
73	11	1	6	(6)	資源物(ビン・カン・ダンボール等)の回収は、市、または委託業者のどちらでもよろしいのでしょうか？	事業者が委託する一般廃棄物収集運搬許可業者が回収します。
74	11	1	6	(6)	・資源物(缶、ビン、及びダンボール等)の回収が週1回程度あるとのことですが、これは貴市が回収するということでしょうか。 ・本事業では缶、ビン、及びダンボールのリサイクルに関する提案は特に求められていないという理解でよろしいのでしょうか。	・事業者が委託する一般廃棄物収集運搬許可業者が回収します。 ・定量化審査の審査項目である「残滓の発生抑制・リサイクル」の対象ではありません。
75	11, 14	1,2	6,2	(6)(3)	養護学校の通学路の施工は市で行うとのこと説明でしたが、境界部分のネットフェンス等の仕切りは本工事に含まれますか。	ネットフェンス等の仕切りは本工事に含まれます。
76	12	1	7		千葉県ディ・ゼル車運行規制の中で、事業者は環境への負荷の低減を図るための指針のひとつとして低公害車を積極的かつ計画的に導入するとあります。千葉県は、天然ガスの産出県でありかつ天然ガス導管のネットワーク網が発達しているという点から、千葉県天然ガス自動車普及促進協議会を設置し、低公害車の中でも特に天然ガス自動車の普及に努めていますが、当施設の配送車についても、天然ガス自動車の導入を検討されているのでしょうか。	天然ガス自動車の導入は検討していません。
77	12	1	7		遵守項目に千葉県工場等緑化推進要綱への対応がありますが、製造業を営む施設として、工場等に類すると考え、敷地面積、または建築面積の規模から、工場立地法に適合した計画とするのでしょうか。	工場立地法に適合した計画とする必要はありません。
78	13	2	1	(5)	・特記仕様書となっておりますが、仕様書の間違いではないでしょうか。 ・またこの仕様書に準拠するのか、仕様書によるのか、ご提示ください。 ・なお、民間工事では、国交省の仕様書ではなく、日本建築家協会や日本空気調和衛生工学会等の仕様書に準拠して行うことが多いのですが、本件は、国交省の仕様書によらず、日本建築家協会や日本空気調和衛生工学会の仕様書に準拠しておこなうことが可能でしょうか。	・ご質問のとおりです。 ・仕様書に準拠するものとします。 ・仕様書は国土交通省の仕様書とします。
79	14	2	2	(3)	「電波障害等の諸影響について予め検討し、問題があれば適切な処置を行うこと」とありますが、入札前に、調査・検討を行うことは、応募コストの増加になりますので、落札後に当該検討・対策費について甲とサービス購入費を調整することとしていただけないでしょうか。	要求水準書、入札説明書に示すとおりです。
80	14	2	2	(3)	近隣との調整に関し既に行政側から説明会など行われていると思います。状況をご教示ください。	町内会に対し文書による周知、隣接住民に対しては個別に説明をしています。
81	14	2	2	(3)	本件事業に関する住民問題リスクは甲の負担とされている(入札説明書 別紙3)ところから、乙が近隣説明会の実施等の合理的な対策を行っても、「工事工程及び作業時間等について」近隣の了解が得られない場合などは、乙は甲の指示に従うものとし、甲の指示により発生した費用は甲の負担となると解してよろしいでしょうか？	特定事業契約書(案)に示すとおりです。
82	14	2	2	(3)	近隣への説明会等は事業者が主体となって行うと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
83	14	2	2	(3)	大宮学園仮設校舎の使用は、着工前(H16年3月末)には終了していると考えてよろしいですか。	平成16年5月末までに撤去します。
84	15	2	2	(3)	隣接する養護学校での式典等について具体的な日程等の内容を提示下さい。	平成16年度の式典等の具体的な日程は、平成16年2月頃に示すことができます。なお留意する必要がある式典等には始業式・終業式、卒業式、PTA総会等です。
85	15	2	2	(3)	各種設備の点検・試運転は、施設の運営開始に支障がなければ、H17年1月末以降にかかってもよろしいでしょうか。	各種設備の点検・試運転は、H17年1月末までとします。
86	17	2	3	(3)	……自動記録装置等により結果を記録出来る機器であることと記載されていますが、自動記録装置は機種が多いため、具体的な仕様をご提示ください。(……メーカーの……相当のように)	事業者側の提案によるものとします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
87	18	2	3	(5)	<p>・「表 調理設備参考仕様等一覧表」は機器寸法やメーカー等を指定するものではないとのことですが、数量の変更は可能でしょうか。</p> <p>・また備考欄の記載事項は全て遵守しなければならないのでしょうか(コンテナ消毒保管機の収納台数等)。</p>	<p>・ご質問のとおりです。</p> <p>・備考欄の記載事項は参考に示したものであり、遵守する必要はありません。</p>
88	19、38	4	4	(1)	<p>学校側受取室及び受取体制を具体的にお示し下さい。</p>	<p>現地の見学は可能です。受取室には、市の雇用する非常勤職員2、3名を配置しています。</p>
89	19、38	2、4	3、6	(5)(1)	<p>・参考としてお示し頂いた数及び仕様の変更は可能でしょうか。</p> <p>・又、変更した場合の評価の基準をお示し下さい。</p>	<p>・ご質問のとおりです。</p> <p>・落札者決定基準に示すとおりです。</p>
90	21	2	4		<p>会議室については、見学者の説明等に対応するための視聴覚機器を設置することと記載されていますが、視聴覚機器を具体的にご提示ください。</p>	<p>最低限の内容としてテレビ、ビデオ、マイク等の音響設備、ホワイトボードを想定しています。</p>
91	21	2	4		<p>見学者の説明等の視聴覚機器の最低限の設備内容の指導はございますか。</p>	<p>最低限の内容としてテレビ、ビデオ、マイク等の音響設備、ホワイトボードを想定しています。</p>
92	21	2	5	(1)	<p>・建設業務・事業スケジュールに支障がないように、開発行為等の許可申請を実施する。と記載されていますが、開発行為等とありますが、開発行為以外の許可申請があれば、ご提示ください。</p> <p>・また、事業契約が平成15年12月、施設の完工が平成17年1月以外は、設計から施工完了までの期間が事業者の提案(事業契約(案)別紙2)として、定められておりません。約13ヶ月の中で設計、開発行為の許可申請、建築確認申請及び施工並びに完了や完成検査まで必要となります。特に開発行為の許可申請にかなりの時間を取られてしまい、これが工程上ネックになるものと考えられます。許可の期間は事業者が取るリスクではありません。市で計画された具体的な計画の提示や、各種の許可申請について市でバックアップ(審査時間短縮等)を行って頂くなどをお願いすると共に、万が一このスケジュールが守れない場合の措置を記載するよう、お願いします。</p>	<p>・必要な許可申請については事業者側で検討してください。</p> <p>・各種の許可申請については、可能な範囲内で助力します。なお、許認可遅延に関するリスクは事業者の負担です。</p>
93	21	2	5	(1)(2)	<p>スケジュールを考えると落札業者決定から着工までの期間で開発許可、建築確認を実施するためには、発注者の御理解と御協力が必要と考えます。そのように理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
94	25	3	4	(2)	<p>「建物の周囲の道路等」とは、当該敷地内の範囲と考えてよろしいでしょうか。敷地外の舗装等は、保守管理の範囲外としてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
95	26	3	5	(2)	<p>「壁、床及び扉は、亀裂、破れ、剥離…」の記述による業務は、建築物保守管理業務ではないでしょうか。</p>	<p>調理台、消毒保管機等についての保守管理業務です。</p>
96	30	4	1	(1)	<p>HACCP対応マニュアル作成は、整備事業に含まれると解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
97	32	4	2	(1)	<p>調理機器の故障等の対応で献立の変更をする場合は、ペナルティとみなされるのでしょうか。</p>	<p>献立の変更はしません。事業者の責により給食を提供できない場合は、ペナルティポイント付与の対象となります。</p>

ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
98	32	4	2	(1) 1万食規模の学校給食センターのタイムスケジュールを考える場合、食材の引渡しが一様に調理当日8時30分に行われるのでは、工程上かなり厳しく無理が生じます。特に泥付きの球根類とその他の食材を同時に処理するには、衛生面でクリアしなければならない問題が多々あります。なお1万食規模の学校給食センターでは、確実な検収を行うには相当の時間を要すること等も踏まえ、球根類に関しては前日納入が多く見受けられます。本項目では食材の引渡しは「調理当日の8時30分まで」となっていますが、上記のことから、食材の引渡しがいづから始まるかによって、運営面・施設面双方の提案内容及び見積もり内容が大幅に変わります。当然のことながら、食材の引渡し開始時間が早ければその分余計なコストもかからず、加えて、衛生的で無理のないタイムスケジュールを組むことが出来ます。上記のことをご配慮いただき、「食材の引渡しがいづから始まるのか」「食材の種類ごとの引渡し時間」等を明示していただけないでしょうか。	食材の検収は7時30分頃に開始します。また下処理の必要な食材については早めに引き渡せるよう努めます。
99	32	4	2	(1) 調理済食品は調理後2時間以内で生徒が喫食できるようにすることとありますが、調理後とはどの時点を示しているのでしょうか。	各献立の調理が終了した時点を示します。
100	36	4	4	(1) 事業者は、本施設から市が指定する学校への運搬...とあるが、対象校の給食室の位置、プラットフォームの有無及び高さ、段差の有無、専用エレベータ(ダムウエータ)の有無と受取職員の配置時間を教えていただきたい。	プラットフォーム:有、高さ:約90cm、専用エレベータ:無、受取職員の勤務時間:運搬回送時間と同じです。なお給食室の位置図は閲覧可能です。
101	36	4	4	(2) 本施設における調理済み食品は、調理後2時間以内で生徒が喫食できるようにすることとありますが、(3)運搬・回送時間では9:30～14:00との記載があります。生徒の喫食開始時間等、具体的にご提示下さい。	別添資料3を参照してください。
102	36	4	4	(2) 調理後2時間以内に生徒が喫食できるようにとの事ですが、配送ルートの兼ね合いも含め、対象校毎の給食開始時間を教えていただきたい。	別添資料3を参照してください。
103	36	4	4	(2) 調理済み食品は調理後2時間以内で生徒が喫食できるようにすることとありますが、各学校の給食時間について資料があれば、お示しいただけないでしょうか。	別添資料3を参照してください。
104	36	4	4	(2) ・調理後、2時間以内の喫食は、給食開始時間を基準に考えるということでしょうか？ ・また、給食開始時間をお教えください。	・調理終了から喫食までを2時間以内とします。 ・別添資料を参照してください。
105	36	4	4	(3) 各学校側における市受取職員の配置時間や人数について提示下さい。	市受取職員の配置時間は要求水準書に示したとおりです。配置人員は2～3人です。
106	37	4	4	(4) 配送校の受入施設の状況をお示しいただくか、現地を見学させていただくことができるでしょうか？	現地の見学は可能です。
107	37	4	4	(4) 現在の各学校の教職員数と、各学校で使用しているコンテナの寸法・数量について資料があれば、ご教示下さい。	別添資料4を参照してください。
108	37	4	4	(4) 遠方の学校に片方の献立コースが偏ると、調理業務のタイムスケジュールに影響が出ると想定されますが、各学校の献立コースの振り分けについてはどのようにお考えでしょうか。また既に原案があるようでしたら、ご教示下さい。	種々の制約の範囲内で、事業者の負担に配慮していくつもりです。
109	37	4	5	(2) 給食センターに戻ってくる残滓には、ご飯・パン・牛乳等、PFI業務の範囲外のものを含めないと考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	基本的には含めないことを生徒に指導しますが、完全な分別はできないと考えています。
110	38	4	6	(1) 現在のプレート食器を個別食器にかえることで、かごの数が増え、配膳員の仕事量が増すことが考えられます。そのような点を踏まえても、食器の変更について問題はないのでしょうか。	特に問題はありませぬ。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
111	38	4	6	(1) ・配送先の学校の受け取りスペース、敷地内道路等にも配慮することですが、配送先の各学校の状況について資料はないでしょうか。 ・また配送車について特に制限される事項等がありましたら、ご教示下さい。	・配送先の各学校の平面図については、市で閲覧可能です。 ・要求水準書に示す以外にありません。
112	38	4	6	(1) 「食器類 食缶等仕様一覧(参考)」に示されている食器の品目については、該当するものを全て調達することが求められているという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
113	38	4	6	(1) ・「食器類 食缶等仕様一覧(参考)」に示されている食器類・食缶等のうち、食缶・食器カゴ・配膳器具等の必要数量は、クラス数によって変動することが予想されます。表で示されている数量は、将来的に必要とされる最大のものを想定したものと考えてよろしいでしょうか。 ・将来的に、クラス数の増加や配送先学校の再編等により、当初予測していたよりも食缶・食器カゴ・配膳器具・コンテナ等の必要とされる数量が増加した場合、その分コストが増えることとなりますが、その場合の経費負担については、どのようにお考えでしょうか。	・ご質問のとおりです。 ・ご指摘の場合は市の負担になります。
114	38	4	6	(1) 食缶の数量が各サイズとも320個となっていますが、教職員用に、小さいサイズを用意する必要はありますか？	食缶の数量320個には教職員用の食缶も含まれます。ただし、数量、寸法ともに参考として示したものです。
115	40	別添資料1		・運営業務に関しての役割分担について、本事業では副食給食と考えられるが、主食用食器の運搬及び洗浄は、本事業に含まれるのでしょうか。 ・また、PFI事業範囲外の食品の配送時間は変更できるのでしょうか。(本事業の配送時間との兼ね合いで時間がかち合う可能性が出た場合)	・ご質問のとおりです。 ・PFI事業範囲外の食品の配送時間の変更は可能です。
116	41	別添資料2		本事業で提供するメニューは2系統となっているが、選択の方法について伺いたい。学校毎か、事前の連絡の方法、選択は誰が行うのか、1クラスでの複数メニュー提供の有無。	選択は市が行います。メニューは学校毎に分かれており、1クラスでの複数メニューの提供はありません。また、メニューの通知については、予定給食数と同じ方法により行います。
117	41	別添資料2		食材料の各分量の把握のため、任意の一週間程度の献立指示書をいただけませんか？	別添資料5を参照してください。
118	41	別添資料2		給食メニューの例に無い、特別食(遠足用弁当など)やアレルギー除去食の対応は考慮しなくてもよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
119	41～51、53～55	別添資料2、4		・献立内容(冷凍食品・加工品の使用割合等)や使用食器類については、資料と同等のものであると想定し、設計・建設及び運営の提案をしてよろしいでしょうか。 ・献立の品目数の増加や、手作り給食を実施する等の、将来的な運営内容の変更の可能性については考慮に入れなくても差し支えないでしょうか。	・ご質問のとおりです。 ・差し支えありません。
120	52	別添資料3		減容化後の残滓は、専門業者が速やかに引き取ると解してよろしいでしょうか。	残滓の処理については事業者の業務範囲です。
121	52	別添資料3		資料中の残菜排出量には、ご飯・パン・牛乳等は含まれているのでしょうか。	基本的には含めないことを生徒に指導しますが、完全な分別はできないと考えています。
122	53、54	別添資料4		(1月17日 五目御飯)、(2月12日 ちらし寿司)上記御飯メニューですが、本計画では、炊飯が、PFI事業外となっているため現段階では、厨房設備炊飯ラインを想定しておりません。材料が、冷凍食品、加工品となっていないか、どのように調理するのかをお教えいただけませんか？	調理釜にて調理を行うものとします。
123	62	別添資料6	敷地詳細図	計画敷地の斜線部は除くとありますが、養護学校通学路、用具置場、市道拡幅部分の各々の面積、若しくは斜線部を除いた敷地面積を教えてください。 斜線部の測量図(座標値)は入手出来るでしょうか。 敷地周囲の確定境界線(斜線部含む)は、市の施工と考えてよろしいでしょうか。	養護学校通学路:約320㎡、用具置場:約200㎡、市道拡幅部分:約190㎡、斜線部以外:約9,080㎡ 現在測量中であり、でき次第閲覧可能です。 現在測量中であり、敷地境界の杭の設置については、市が実施します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
124	62	別添資料6	敷地詳細図		75 100上水道(既設替え)の工事は完了していますか。完了していなければ、いつの予定ですか。	上水道については給水本管から 100で引き込むことを想定していますが、決定されたものではありません。なお、事業者の提案により管径の縮小も考えられます。また、申請及び工事については事業者が一括して行うことを想定しています。ただし、給水本管から敷地境界までの工事費及び負担金については市が負担します。
125	62	別添資料6	敷地詳細図		下水道本管工事の工事は完了していますか。完了していなければ、いつの予定ですか。	平成15年中に完了する予定です。
126	62	別添資料6	敷地詳細図		計画敷地の一部に雨水管が破線、雨水枡らしきものが○で表記されておりますが、既設ということですか。また、利用可能ですか。	ご質問のとおりです。
127	62	別添資料6	敷地詳細図		以下の工事或いは整備のスケジュールと費用負担(市道拡幅舗装工事は除く)、安全措置、計画敷地内の一部使用があれば教えてください。(市道拡幅舗装工事、用具置場整備、通学路整備)	工事のスケジュール、安全措置、計画敷地内の一部使用については、別途、市と事業者の協議によるものとします。市道拡幅舗装工事、用具置場整備、通学路整備については市の費用負担となります。
128	62	別添資料6	敷地詳細図		市道拡幅舗装部分、用具置場部分、通学路部分の各面積と各敷地との境界線をご教示ください。	(面積) 養護学校通学路: 約320㎡、用具置場: 約200㎡、市道拡幅部分: 約190㎡、斜線部以外: 約9,080㎡ (境界線) 現在測量中であり、でき次第閲覧可能です。

落札者決定基準の質問に対する回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
129	4	3	(1)		事業計画提案書に関して「借入金の返済期間に追加的な出資又は融資を想定していないこと」とありますが、事業の安定化を目的としたSPCにおける不測の資金需要等に備えてCDS等の措置を講じることは否定するものではないとの理解でよろしいでしょうか？(要は、提案段階の事業収支等において追加的な出資・融資を前提とした内容になっていなければ問題ないとの理解でよろしいですか？)	ご質問のとおりです。
130	4	3	(1)		割引率4%で現在価値化とありますが、いつの時点を現時点として処理すればよろしいでしょうか？	平成15年度を現時点とします。
131	7	4	(2)		得点化するにあたっては、「配点を 点とする3段階評価により得点を付与する。」とありますが、基本的に満点、満点と0点の中値、0点の3段階評価になっているとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
132	7	4	(2)	1)	「実施方針の意見に対する回答」で本事業の給食センターについて「製造過程の管理の高度化に適合する旨の認定取得を得ることが望ましい」とありましたが、ご承知の通り、これはHACCP対応施設をつくるための資金援助制度です。厚生労働省のHACCP承認制度とは性質が全く異なり、施設がHACCP対応であれば、「高度化に適合する旨の認定」が受けられるとされています。本項目はHACCP対応をはじめとした具体的な設計・建設内容等をもって評価されるものと認識していますが、「高度化に適合する旨の認定」を受けるとする提案は、評価に結びつくのでしょうか。	認定取得を得る予定とする提案で、さらにその確実性についても評価できる提案がなされた場合は、高い評価が得やすくなります。
133	7	4	(2)	3)	個人能力(資格・経験)及び雇用条件を明確にする。とありますが、ご提示条件は最小限度どこまで必要となりますでしょうか？	特に規定しませんが、より具体的な提案がなされている場合、高い評価が得やすくなります。
134	8	4	(2)	3)	残滓の発生抑制・リサイクルの為、食材搬入者に対する指示等は出来るのでしょうか。また、どの程度までの権限で依頼できるのでしょうか。できないとすれば何がどのような荷姿・条件で搬入されるか不明のまま、提案書を作成しなければならないのでしょうか。	食材搬入者に対する直接的な指示等は原則としてできません。また現況については稼働中の給食センターの見学が可能です。なお、ここでの「残滓」は、食べ残しを指しますので、発生抑制について、食材搬入者との関連はないものと考えます。
135	8	4	(2)	3)	この項目はア)残滓の発生自体の抑制を期待できる提案とイ)残滓のリサイクル方法において、確実性、継続性、実効性の観点から優れた提案に分類されています。配点の5点はア)とイ)に明確に配分されるのでしょうか。また配分される場合、それぞれ何点ずつかでしょうか？	これらの観点から、市が享受できる効果に応じて、得点を付与するため、例えば、ア)のみで大きな効果を期待できる場合は、5点を付与します。したがって、特に配分はありません。
136	8	4	(2)	3)	教育的に好まれ易いリサイクル方法がリサイクルの確実性、継続性、実効性等とは必ずしも一致しないと思われまます。リサイクル方法について学校での教育上の配慮を行う必要があるのでしょうか。	必ずしも、学校での教育に配慮する必要はありません。
137	8	4	(2)	3)	同じリサイクルでも確実性、継続性、実効性等において、その質は様々です。提案するリサイクル方法の将来性までを評価し、リサイクルの質に応じて評価点が変化するのでしょうか。	リサイクル方法自体の将来性を考慮した評価は行いません。将来に関しては、例えば、提案する当初のリサイクル方法が利用されなくなった場合に、残滓リサイクルをどのように継続するかに関する具体的な記述が重要と考えています。
138	8	4	(2)	3)	配送校の配膳室内における棚等の備品類入れ替えは考えていらっしゃるのでしょうか。	提案により、配送校の備品類入れ替えをすることは想定していません。
139	8	4	(2)	4)	「市が実施する食数調整の自由度が拡大する提案」とは、例えば変更給食数(今の条件では100食を超える部分は事業者は応諾しないことが可能)が150食までは全食数を事業者が応諾する旨の提案が該当するのでしょうか。	ご指摘は該当します。その他、配送校の変更における自由度なども該当します。
140	8	4	(2)	4)	「市が実施する食数調整の自由度」を拡大する提案とは、将来の対象者数が8000～11000食の範囲を逸脱しても対応できるような提案という意味でしょうか。それとも、貴市が給食実施の4稼働日前までに通知する予定食数の変更(100食以内)を拡大できるような提案という意味でしょうか。	11,000食を超える調理能力の提案は求めませんが、例えば、市が調整する提供対象者数が8,000人未満でも対応するという提案については、評価の対象に該当します。後者の予定食数の範囲に関する提案も該当します。その他、配送校の変更における自由度なども該当します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
141	8	4	(2)	4)	「地域経済・社会への貢献」とありますが、具体的にはどのような見地からその確実性、実効性を評価するのでしょうか。評価にあたっての基本的な考え方を明示してください。	確実性については、提案内容が具体的に示されており、かつ確実に履行されることが期待できることに対して評価することを想定しています。実効性については、提案内容が地域経済・社会へ貢献する程度に対して評価することを想定しています。市としては、これらについて評価が可能な提案を期待します。
142	9	4	(2)	5)	評価方法として、「他の入札参加者の同現在価値については、最小入札価格の現在価値との差額に対し……」とありますが、入札価格から市の税金等収入を減じた額の現在価値との差額を対象とするのではないのでしょうか？(現在の表記では、税金等収入の減額を加味しない形に解釈できますが。)	ここでの現在価値とは、入札価格から市の税金等収入を減じた額の現在価値です。
143	9	4	(2)	5)	……最小入札価格の現在価値との差額に対し(1/8000万円)の割合で算出し、……と記載されていますが、8000万円の根拠についてご提示ください。	価格と事業の質のバランスに留意するという観点から換算値を1点8000万円にしています。
144	10	2)			当該審査項目に対応する様式番号は、25、26、27、28、30ではないのでしょうか。	落札者決定基準に示すとおりとします。
145	10	4)			当該審査項目に対応する様式番号は、40及び45ではなく44及び45ではないのでしょうか。	第44号様式、第45号様式とします。
146	10	4)			当該審査項目に対応する様式番号は、40ではなく44ではないのでしょうか。	第44号様式とします。
147	10	4)			4)の「資金調達の確実性」について、第40号様式と対応するとの表記になっておりますが、同様式は「事業計画提案書」の表紙であり、第44号式の誤りではないのでしょうか。	第44号様式とします。
148	10	4)			4)の「市が実施する食数調整の自由度」については、第41号様式において提案するよう指示されておりますが、この様式において具体的にどのように表現すればよいのでしょうか。	第42号様式とします。
149	10	4)			当該審査項目に対応する様式番号が41である主旨をご説明ください。	第42号様式とします。

様式集の質問に対する回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
150	3	第3号様式			用紙が2枚に渡る場合、裏面が次のページ(表面)かご提示ください。	特に規定しません。
151	5	第4号様式			A3サイズで行うのか、A4両面で行うのかご提示ください。	A3で作成してください。
152	7	第6号様式	全ての構成員について必要な書類	4	「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」を作成していない場合、これらの書類は不要と考えてもよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
153	7	第6号様式	全ての構成員について必要な書類	5	法人事業税、法人市民税は千葉県・千葉市以外に設置の事業所の分も必要なのでしょうか。必要なら全ての事業所分が必要なのでしょうか。範囲をお教え下さい。千葉県・千葉市の納税証明でよろしい場合、千葉県、千葉市に事業所が無い場合はどうすればよろしいのでしょうか。	原則として、各構成員の所在地分を提出してください。
154	7	第6号様式	設計企業について必要な書類	8	「HACCPに対する相当の知識を有していることを証する書類」とは、「受託しているHACCP対応施設の設計図、及び、その施設の調理業務委託契約書の写し」等でよろしいのでしょうか。	実績を有していれば、相当の知識を有していると判断できます。ただし、設計企業、運営企業ともに、必ずしも実績を求めるものではなく、実績所有に準じると判断できれば、相当の知識を有すると判断します。
155	7	第6号様式	設計企業について必要な書類	8	具体的にどのような書類を用意すべきでしょうか。	実績を有していれば、相当の知識を有していると判断できます。ただし、設計企業、運営企業ともに、必ずしも実績を求めるものではなく、実績所有に準じると判断できれば、相当の知識を有すると判断します。
156	7	第6号様式	建設企業について必要な書類	11	HACCPに対する相当な知識を有していることを証する書類の添付が必要とありますが、入札説明書の参加資格要件には記載が有りませんが、必要でしょうか。必要であればHACCP対応施設の施工実績を証明する書類が必要でしょうか。又、HACCP対応施設の種別は給食事業に限りますか。	「11 HACCPに対する相当の知識を有していることを証する書類」は不要とします。
157	7	第6号様式	建設企業について必要な書類	11	具体的な書類名をご教示ください。例:HACCP関連施設施工実績等	「11 HACCPに対する相当の知識を有していることを証する書類」は不要とします。
158	7	第6号様式	運営企業について必要な書類	13	「給食事業の運営能力及び調理実績を有していることを証する書類」とあります。これは「受託している調理施設の一覧表と、そのうち代表的な施設の調理業務委託契約書の写し(施設名・食数等がわかる部分のみ)」等でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
159	10	第9号様式			入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって事業を実施するとあります。入札価格の一部を構成する賃貸料には元本に係る金利が含まれておりますが、賃貸料を課税、非課税と分けて消費税を課するのではなく、賃貸料全体に消費税が課せられるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
160	22	第21号様式			用紙が2枚に渡る場合、裏面が次のページ(表面)かご提示ください。	特に規定しません。
161	33	第31号様式			用紙が2枚に渡る場合、裏面が次のページ(表面)かご提示ください。	特に規定しません。
162	35	第33号様式			本様式の「業務責任者」とは、要求水準書30頁(2)業務実施体制 1)業務責任者 ~ のうち、「業務責任者」のみを示しているのでしょうか。あるいは ~ すべての従事者を示しているのでしょうか。	~ すべての従業者についてです。
163	35	第33号様式			全体計画説明書として3枚以内との表記がありましたが、A3サイズを折り込み、A4サイズにして1枚とカウントすることは可能でしょうか？	認められません。
164	46	第44号様式			資金調達の一環として、株主による劣後ローンを組入れる場合に自己資本と外部借入のいずれに位置付けるべきか明示ください。	株主による劣後ローンについては、「資金調達企業名」を当該株主とする自己資本としてください。
165	48	第45号様式			A3サイズで行って良いと考えられますが、ご提示ください。	原則として、A3横書きとします。
166	49	第45号様式(2/2)			新設・増設に係る事業所税はH15年3月31日をもって廃止されておりますので、収支に見込む必要はないものと存じます。	新設に係る事業所税は見込まずに提案してください。
167	全般				用紙サイズが特に指定がないものについてはA4サイズと考えて、宜しいでしょうか。	第4号様式、第45号様式以外は全てA4です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
168	全般				いずれの様式においても企業名称を記載してよろしいでしょうか。	特に規定しません。
169	全般				制限枚数の他に、参考資料等を添付することは可能でしょうか。	認められません。

特定事業契約書(案)の質問に対する回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
170	1	第1章	第2条	2	「地方自治の本旨に従いかかる趣旨を尊重するものとする。」と記載されていますが、具体的にはどのように対応するのか或いは想定されているのか教えて下さい。	地方自治法の目的、基本理念等に沿った履行を求める趣旨であるため、具体的な対応を要求する趣旨ではありません。事業契約の解釈、運用上の指針となるお考え下さい。
171	2	第1章	第6条		契約保証金の納付に代えて履行保証保険を付保する場合の付保期間は、建設工事期間との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
172	2	第1章	第6条		本件施設の建設請負工事に関して、請負企業に建設費の10%の履行保証保険の付保と書かれていますが、その付保の時期は着工日と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
173	2	第1章	第6条		履行保証保険の付保等により契約保証金を免除するがありますが、履行保証保険は着工までに付保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
174	2	第1章	第6条		履行保証保険の付保対象となる建設費は、第21号様式の「設計・建設業務見積書」の から までの金額の合計に、消費税を加えた額と考えてよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
175	2	第1章	第6条		「請負企業」は、「建設企業」と読み替えてよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
176	3	第3章	第10条	1	なお、以下について甲と「入札参加者グループ」との間で、契約締結以前に既に協議が開始されている場合、かかる協議の結果を引き継ぐこと、と記載されています。「甲と乙の間で」ではなく、「入札参加者グループ」と記載されているということは、貴市と万一優先交渉権者との間で何らかの事由により交渉が中止となり、次点交渉権者が貴市と協議を開始する場合に、これまでに優先交渉権者との間で協議されてきた結果決められている事項を引き継がなければならないということでしょうか？	「入札参加者グループ」としたのは、特別目的会社(乙)設立以前の協議を意図したことによります。万が一、落札者グループと契約締結に至らず、次点のグループと随意契約を締結する場合、提案内容がそもそも異なることから、市が落札者グループと行った協議の内容を次点のグループが引き継ぐことはありません。
177	3	第3章	第11条	1	「ただし、甲の設計変更の提案が、法令若しくは所轄官庁の指導、要綱等の変更による場合は、工期の変更を行わないこと又は「入札参加者提案」の範囲を逸脱しないことを要しない…」に関して、この場合は工期の延長が認められることがあり得るという理解をしてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
178	4	第3章	第11条	1	甲の設計変更の提案に対する当否の検討結果通知の日数が、10「開庁日」と指定されています。提案内容によっては、10「開庁日」での通知が出来ないことも考慮した文面にしていただきたい。	特定事業契約書(案)に示したとおりとします。事業者側は、10開庁日以内に何らかの検討結果を市に報告してください。
179	4	第3章	第11条	2	第2項の「費用の増減」に関して、当該費用に含むとされている「直接工事費」の定義をお示ください。	工事の続行に必要な資材の調達費用、人件費等です。
180	4	第3章	第11条	4	「当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙が当該費用を負担するものとする。」に関して、追加的費用は具体的に何を指し、なぜ乙が負担するのかご教示ください。	乙は、いったん甲の確認を受けた以上、自ら行った設計図書に責任を持つべきであるからです。追加費用は、追加的に発生する費用すべてを意味します。
181	4	第3章	第12条	3	第3項において、工期の変更は「第28条第1項」の規定に従うものとありますが、同条項は甲が工期変更を要求する場合の規定であり、設計は正に伴う工期の変更は通常乙要求が想定されるため、引用規定としては不適切と考えますがいかがでしょうか？	協議により定めることを規定したものです。
182	4	第3章	第12条	4	甲は、甲が第10条4項に規定する進捗状況に関して打ち合わせを行ったこと、本状第1項に規定する「設計図書」を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても「本件施設」の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない、と記載されていますが、この項目のままでは、いつの時点で設計図書が承認されるのか、設計図書を補完するための確認が行われるのか不明です。この点をはっきりと、明示をお願いします。	設計図書の確認時期は特定事業契約書(案)のとおりとします。なお、第12条第2項の不一致がないことを市が確認した場合には、その旨を事業者に通知します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
183	5	第4章	第13条	2	「仮設、施行方法その他「本件施設」を完成するために必要な一切の手段については、乙が自己の責任において定めるものとする」に関して、甲の責めに帰すべき事由が生じた場合はどうなりますか。	ご指摘の場合を想定することはできません。
184	5	第4章	第14条	5	「なお、かかる調整に要する費用(ただし、甲に発生するものを除く。)は乙の負担とし、かかる調整による費用の増減が生じてもサービス購入料の見直しは行わない。」に関して、甲の責めに帰すべき事由が生じた場合はどうなりますか。本事業について大宮学園として近隣地権者とのような協議をしてどのような書面を交したかをご教示ください。	要求水準書に示した撤去工事の要件に合致せず、事業者に損害が発生した場合は協議します。近隣との協議状況としては、町内会に対し文書による周知、隣接住民への個別の説明をしています。
185	5	第4章	第14条	5	・大宮学園仮設校舎の撤去工事計画をお示しください。 ・また、甲の都合による計画変更で、乙の調整費用が増加した場合、サービス購入料は調整されると解してよろしいでしょうか。	・要求水準書に示した以上のことは決まっておりません。 ・ご質問のとおりです。
186	6	第4章	第19条		敷地詳細図、要求水準書P2敷地の立地条件等「周辺インフラ」に示されている上水道、電力等を使用できますか。	上水道及び電力については事業者の負担で使用することができます。なお、上水道については、既設を使用することはできません。
187	6	第4章	第20条		本件土地に係る瑕疵を原因として、契約解除になった場合の対応はどのように理解すればよろしいでしょうか。(不可抗力ではなく甲の帰責事由による契約解除と解釈しますが。)	ご指摘の場合を想定することはできません。
188	6、7	第4章	第20条	4	「本件土地」に瑕疵があることが判明して、それにより工事が遅延することについては、市のリスク負担と考えてよろしいのでしょうか。入札説明書の別紙3のリスクの分担方針の工事遅延リスクとも関係しています。	第20条第4項にいう「本件土地の瑕疵」についてはご質問のとおりです。
189	7	第4章	第20条	4	甲は乙に発生した「合理的な追加費用」と記載されています。受託側としてはこの表現は非常に曖昧です。追加事項であることから、当事者間の協議による決定としていただけないでしょうか。	通常、合理的な追加費用の算定にあたり、協議は不可欠と考えられます。
190	7	第4章	第20条	4	「合理的な追加費用」についてご教示ください。	合理的に、瑕疵による追加費用と考えられる費目、費用です。特定事業契約書(案)に特に協議の定めがないからといって、具体的な取扱いについて協議を排除する趣旨ではありません。
191	7	第4章	第21条	1	合理的に要求される範囲の近隣対策とは、具体的にはどのような事を想定されているのか教えてください。	法令や自治体の要項、指導等、あるいは建設現場の状況や建設場所における建設実務、その他社会通念に従って、事業者が具体的に判断してください。市が具体的に内容を示すことはありません。市が判断するのは、事業者の契約の履行が特定事業契約書や要求水準書等で示された仕様や水準を満足しているかどうかです。
192	9	第4章	第25条	4	事業者は平成17年1月末までに完工確認書の交付を受けなければならないとありますが、必達要件でしょうか(工期の変更が生じた場合には、当然完工確認書の交付時期も遅延するものと解します。)	要求水準書に示したとおりですが、工期の変更があった場合は、必要に応じて、契約変更の手続きをとることが必要です。
193	9	第4章	第26条	1	「委託業務」の実施に必要な研修は、現地で行えるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
194	9	第4章	第27条	3	第3項において、「業務体制確認書を受領するまでの間、本件施設を甲に引き渡すことはできない。」とありますが、本事業はBOT方式であり市に対する賃貸を前提とした事業となっているため、「引き渡す」という表現は不適切かと考えますがいかがでしょうか。(第32条において用いられている「貸し渡す」という表現に修正すべきかと考えます。)	さしあたり、特定事業契約書(案)のとおりとします。実質的な内容の変更を伴わない表現の変更については、落札者決定後でも協議の上、調整できると考えています。
195	10	第4章	第28条	3	十分な協議が行われた結果、それを反映された工期を定められるのであれば良いのですが、「合理的な」とは、どのように判断して定められるのでしょうか?	市が定める標準工期に基づいて判断します。
196	10	第4章	第29条	1	「合理的な追加費用」についてご教示ください。	合理的に、甲の責に帰す追加費用と考えられる費目、費用です。建設工事実務や社会通念に基づいて判断されます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
197	10	第4章	第29条	1	「合理的な増加費用」として、維持管理に係る費用を含むとありますが、運営開始時期遅延に伴い事業者が生じる逸失利益も対象とするとの理解でよろしいでしょうか？	対象としません。
198	10	第4章	第29条	1、2	・第1項：甲の責めに帰すべき事由＝甲の合理的な判断、第2項：乙の責めに帰すべき事由＝年8.25%の割合による金額というように、全く考えが違っております。考え方を説明してください。 ・また、第2項の「8.25%」という数値は何を引用されているのでしょうか。	・給食の未提供による損害を算定・請求することが困難なために年8.25%としました。 ・市で用いている契約約款(平成15年度)を参考にしています。
199	10	第4章	第29条	2	「年8.25%の割合による金額を日割り計算にて支払うものとする」の数字の根拠をご教示ください。	市で用いている契約約款(平成15年度)を参考にしています。
200	10	第4章	第29条	2	第2項において、「8.25%」との数字の記載がありますが、実際の金利は本年4月から施行されている「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の改正に伴う年3.60%が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
201	10	第4章	第29条	3	「不可抗力」事由による損害は、通常発注者が負担するものであり、受託者が負うものではないと思います。「負担割合」を設け受託者に追わせる理由を明確にご説明下さい。	不可抗力は、甲乙いずれの責にも帰さないものであること、また、不可抗力による被害額には、ごく小さいものも含まれるため、それらについては、予め、乙負担としておくことが甲乙ともに煩雑さを回避できること、損害軽減義務(第66条2項)を実効性あるものとするため、特定事業契約書(案)のとおりとしています。
202	10	第4章	第30条	2	「建設工事に伴い通常避けることができない騒音、振動、・・・等により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。」旨、規定されていますが、公共工事標準請負約款、民間連合約款といった一般的な工事請負約款と同じように、これらの通常避けることができない騒音、振動等の損害については、甲の負担とするのが適当ではないでしょうか？	施設の整備に関する責任は、乙に委ねる方針としています。したがって、特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
203	10	第4章	第30条	2	「通常避けることができない～その他の理由」による賠償については、甲乙の協議による負担にできないでしょうか。	施設の整備に関する責任は、乙に委ねる方針としています。したがって、特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
204	10	第4章	第30条	2	「本件施設」の建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合の損害については、公共工事請負契約標準約款と同様に、甲が当該損害を当該第三者に対して賠償して頂けないでしょうか。	施設の整備に関する責任は、乙に委ねる方針としています。したがって、特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
205	11	第5章	第32条		本件施設については、事業者の費用をもって当然に所有権の登記をすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
206	12	第6章	第36条	2	乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由は全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。とありますが、解除事由に当たるのでしょうか。であるならば、「全て」という表現では範囲が広すぎると考えられます。本事業にかかわる事項に限定していただきたい。	本契約に規定する範囲であることは明白です。したがって、特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
207	13	第6章	第38条	2	「本件運営業務」は「委託業務」として頂けないでしょうか。運営だけでなく、維持管理においても、避けることができない理由により第三者に対して損害を及ぼす事も考えられると思います。	特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
208	14	第6章	第40条	1	ただし書き以下、費用の支払方法をご指導ください。	原則として一括払いとしますが、内容に応じて協議するものとします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
209	15	第6章	第45条	1	乙は、平成17年2月末日までに、「要求水準書」に従い、統括責任者、業務責任者、業務副責任者、食品衛生責任者を選任し、氏名、住所及びその他甲が定める事項を甲に報告しなければならない」と記載されていますが、乙(SPC)は、構成企業の給食企業に、一括で業務委託し実質的にもリスク移転を行っているため、統括責任者、業務責任者、業務副責任者、食品衛生責任者共に給食企業からの本施設で従事する者で選定し、甲に報告と考えて宜しいでしょうか。	運営企業の中から選任してかまいませんが、乙が甲に報告してください。
210	15	第6章	第47条		保健所等の調査で、乙の責めに帰すべき事由によらないことが明らかとなった場合は、甲は、乙が損害賠償義務を負わないことを承諾すると解してよろしいでしょうか？	乙の責めに帰すべき事由によらないことが明らかになった場合ですので、乙が損害賠償責任を負わないことは甲の承諾を得るまでもなく明らかです。
211	16	第6章	第47条	5	甲の責めに帰すべき事由による場合ですので、乙の甲に対する損害賠償を妨げないのではなく、不要とするのではないのでしょうか。	特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
212	16	第6章	第47条	5	食中毒等による「本件施設」の運営ができない期間を対象とする委託料の支払いについては、市の帰責事由等の場合、「委託料」から事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとありますが、この出費を免れた費用とは具体的にどのようなものを指すのか例示してください。	本件施設を稼働させないことによって出費を免れる人件費、光熱水費等を想定しています。
213	16	第6章	第47条	5	「乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払う」とありますが、運営費用は均等支払となっております。控除する費用について、どのような費用を想定されているのでしょうか。	本件施設を稼働させないことによって出費を免れる人件費、光熱水費等を想定しています。
214	16	第6章	第47条	5	その他、甲又は乙による損害賠償はないとされていますが、第三者への賠償責任は甲に残るといえるのでしょうか。	ご質問の特定事業契約書(案)第47条第5項(2)号の規定は、甲乙間の関係を規定したもので、第三者に対する損害賠償については特に規定するものではないとお考え下さい。
215	17	第7章	第49条		半期毎の業務報告書の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。(要求水準書には、毎月及び半期毎に提出する旨の記述があります。)半期毎には、第50条に規定される「業務完了届」を提出するのみでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
216	18	第7章	第53条		「サービス購入料」の減額を目的とした協議を行う旨の規定がありますが、逆に増額を余儀なくされる事象における協議規定を盛り込むべきではないのでしょうか？	ご指摘の場合は、第64条に従います。但し、PFI事業者ゆえに特別な措置が講じられて事業者の負担増になることは想定しがたいです。
217	19	第8章	第56条		事業者が「本件施設」を対象に付保していた火災保険について、市に対して何らかの承継措置を行う必要はあるのでしょうか？	必要ありません。
218	19	第8章	第57条		市への引渡しは建築後15年経過しており、経年劣化もあります。瑕疵担保の判断はどのようにするのでしょうか、事前の定義が必要ではないのでしょうか	運営期間内において要求水準を満たさない事態に陥っていたことに対し、補修等することなく引渡し、その後に発覚することを想定しています。
219	19	第8章	第57条	1	「本件施設」(ただし「本件施設」内の調理用設備及び「備品」を除く)とありますが、対象は建築物及び建築設備でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
220	19	第8章	第57条	1	事業者から市への「本件施設」譲渡後、1年間の瑕疵担保責任を「建設企業」に保証させる旨の規定がありますが、建設企業としては施設完成後から一定期間の瑕疵担保責任は有するものの、当該期間以降においては「隠れた瑕疵」についても免責されるべきであると考えます。したがって、建設企業に債務保証を求めるといった規定は過大な負担であると思われるので、削除していただきたく願います。	特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
221	19	第8章	第57条	2	公共工事標準請負約款、民間連合約款といった一般的な工事請負約款では、堅固な建物の瑕疵担保期間は通常2年、故意・重過失によるものは10年となっております。建設会社に、このような瑕疵担保責任を要求することは適当でないのか、当条項を削除いただけないでしょうか。	特定事業契約書(案)に示したとおりとします。期間だけであれば譲渡日から1年としており、ご指摘の諸約款より軽減していることは明らかです。
222	19	第8章	第57条	2	竣工後15年を経過した「本件施設」の隠れたる瑕疵とは、具体的にどのような事を想定されているのでしょうか。	運営期間内において要求水準を満たさない事態に陥っていたことに対し、補修等することなく引渡し、その後に発覚することを想定しています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
223	20	第9章	第58条		「本契約は、千葉市議会の議決を得た日以降の契約の締結日からその効力を生じ」とありますが、記載されている内容は、入札説明書 第8 契約に関する事項の 1 契約手続 (4)に記載されている内容と同一と考えてよろしいのでしょうか。(千葉市議会の議決を経た場合に本契約となり、その日が契約締結日となると考えてよろしいのでしょうか。)	ご質問のとおりです。
224	20	第9章	第59条	2	・給食配送先学校において食中毒が2回以上発生したとき。とは事業期間中(15年間)の2回と考えるのか、ある何年間かご提示ください。 ・又2回以上とは、当然ながら1回までは早期終了の対象外と考えて宜しいでしょうか。	・事業期間中に2回以上発生したときです。 ・第2号の規定には該当しません。1回目が早期終了の対象となるかどうかは、他の解除事由に該当するかどうかによります。
225	20	第9章	第59条	2	食中毒にはアレルギーによるものもあると思われませんが、この場合の「食中毒」とは、どのようなものをいうのか(種類・規模・影響の程度等)お示しください。	アレルギー体質によるものは、事業者の責任にはなりません。
226	21	第9章	第60条	2	出来形部分には、設計費、見積費、開業準備費、調査費、測量費等の事業化に係った全ての費用が含まれると考えてよろしいでしょうか。	施設の設計、建設に関する費用(工事監理の費用を含む)が該当し、開業費等は含みません。
227	21	第9章	第60条	3	適正な利率とは、具体的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。提案にて提示しました提案金利と理解してよろしいのでしょうか。	提案スプレッドを勘案して定めます。
228	21	第9章	第60条	3	第3項において、市が均等分割払いにより出来形部分等を買取る場合には、事業者と合意した適正な利率による金利を支払うとありますが、この場合の適正な利率とはサービス対価における賃貸料算定にあたっての利率との解釈でよろしいのでしょうか。	提案スプレッドを勘案して定めます。
229	21	第9章	第61条		契約解除に伴う違約金規定がありませんが、規定を設けない理由は何でしょうか？(完工前解除の場合には違約金規定はありません。)	第61条第2項に示す算定式にペナルティ分を含めているためです。
230	21	第9章	第61条	2	「本件施設」の買受代金は、当該解除時点での「元本」としていただけませんか？「本件施設」の買受代金の計算方法が示されていますが、サービス購入料の支払方法が元利均等方式であるところ、使用日数で按分する本条項の計算方法は、乙に不利であり、その上、その計算で算出された金額の1割がカットされ、乙にとっては2重に厳しい条件となっていますが、本規定は、「本件施設」完成後を規定しており、既に甲の検査を受けて完成している「本件施設」の“代金”に影響するという適当でないと思われれます。また、乙の金融機関からの資金調達に際し、かかる条項は大きな障害となると思われれます。	特定事業契約書(案)に示したとおりとします。特定事業契約書(案)に示した方法は、施設の市への賃貸開始から事業終了までの賃料全額のうち解除で支払われなかった分を買取価格の基礎とするもので、極めて合理的と考えます。
231	21, 22	第9章	第61条	2	計算式よりも火災保険の保険金額が多い場合、その差額を市に支払う必要は無いと考えてよろしいのでしょうか。	ご質問の通りです。
232	22	第9章	第61条	3	第3項において、市が均等分割払いにより出来形部分等を買取る場合には、事業者と合意した適正な利率による金利を支払うとありますが、この場合の適正な利率とはサービス対価における賃貸料算定にあたっての利率との解釈でよろしいのでしょうか。	提案スプレッドを勘案して定めます。
233	22	第9章	第61条	5	第5項において、「第59条により」とありますが、同条第1項は完工前解除についての規定であるため、「第59条第2項及び第3項により」の誤りではないでしょうか？	ご質問のとおりです。
234	22	第9章	第61条	5	第5項において、「予算措置その他の必要な手続きが取られた後に」とありますが、具体的にはどのような手続きを想定されているのでしょうか。	市議会にて買受けるための議決及び予算措置を想定しています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
235	22	第9章	第62条		本条に規定する市が負担する遅延損害金の利率(現時点では3.6%と理解しております)は、乙が負担する遅延金(第29条2)の利率8.25%と比較して、大きな差があるので、公平性の観点から同一条件として頂けないでしょうか。	乙による遅延については、本来であれば給食の未提供による損害を算定・請求することになりますが、この算定が困難なために年8.25%としました。
236	22	第9章	第62条	2	最後の文章「ただし、別紙5第1項の火災保険の保険金は…」は、不要ではないでしょうか。甲の債務不履行と火災保険の保険金との関係について、どのようなつながりがあるのか教えてください。	甲の債務不履行の場合でも火災保険の保険金が支払われることが有り得る想定のもとに規定しています。
237	22	第9章	第62条	2	第2項において、完工後解除の場合には「解除前のスケジュールに従い…平成32年4月までに後払いすること」とありますが、完工前解除の場合に一括払い又は均等分割払いを認める一方で完工後解除の場合に一括払いを受容しない理由は何でしょうか？	完工前については、その出来形に応じて、市が一括払いを選択することが可能な場合があるためです。
238	23	第10章	第64条	1	「税制改革等による新たな税制に伴う乙の税負担については、甲は、協議に応じる」となっていますが、特定事業契約書(案)の別紙12法令変更の場合の費用負担規定では、「サービス購入料」に反映させるべく、甲及び乙が協議を行うものとするとなっており、入札説明書の別紙3リスクの分担方針では市がリスク分担すると記載されています。新たな税制に伴う税負担は、リスクの分担方針どおり市の負担と考えてよろしいでしょうか。	市の負担です。なお、別紙12につき、別添資料1のとおり変更します。
239	24	第10章	第65条		出来形部分について出来高に相当する金額の具体的な算定の考え方についてお示しください。	出来高の範囲の判断については、実施設計図書との照合により行います。単価等については、見積・積算資料等に基づいて決定されます。
240	24	第10章	第65条	7	第7項において、「委託業務」に係る業務委託の部分を先行的に部分解除する理由は何でしょうか？	予算措置がないと、施設を買受けることができないためです。
241	25	第11章	第67条	2	不可抗力事由による対応により生じる費用の負担を受託者が負うこととされている理由を説明してください。	不可抗力は、甲乙いずれの責にも帰さないものであること、また、不可抗力による被害額には、ごく小さいものも含まれるため、それらについては、予め、乙負担としておくことが甲乙ともに煩雑さを回避できること、損害軽減義務を実効性あるものとするため、特定事業契約書(案)のとおりとしています。
242	26	第13章	第70条		「サービス購入料」及びこれに対する消費税を支払うの消費税とは、消費税及び地方消費税という意味でしょうか。	ご質問のとおりです。
243	26	第13章	第70条		本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、「サービス購入料」及びこれに対する消費税を払うほかは、本契約に定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課については別途負担しないものとする。と記載されていますが、SPCを設立し事業を営む以上当然に公租公課が発生します。サービス購入料に当然反映すべき事項と考えますが如何でしょうか。(第45号様式では、事業者の負担項目として上げられ、結果的にサービス購入料に含まれていますが)	サービス購入料に対する事業者の使途としては、当然含まれます。
244	26	第13章	第72条	2	第2項において、本件施設に対する抵当権等は事業者から市に対する所有権移転の仮登記に劣後しなければならずとありますが、この規定では実質的に抵当権の担保価値は認められないこととなりますので、順位劣後させる規定を削除いただくか、あるいは別途市と金融機関の間で締結するであろう直接協定にて処理いただくようお願いいたします。	特定事業契約書(案)のとおりとします。そもそも本件のような事業では、建物の担保価値が問題とされるような融資(いわゆる不動産融資)は想定されないものと考えております。
245	27	第13章	第73条	2	第2項において、「別紙13の様式による株主保証書」とありますが、別紙13は「出資者保証書」となっております。文言の統一をお願いします。	「出資者保証書」に統一します。
246	27	第13章	第75条		・「運営期間」の最終日から540日を経過する日について「本件施設」の引渡し後、瑕疵担保責任の期間が1年間あり、その修補完了期間として設定されている日数と解釈しているのですが、他に理由があれば、ご指導ください。 ・また、この日数は短縮することは可能でしょうか。	・瑕疵担保責任期間を踏まえたものです。 ・甲の承諾等により短縮できる場合があります。
247	27	第14章	第78条		見学会主催者は市ですか。また、見学会費用は市の負担ですか。	ご質問のとおりです。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
248	27	第14章	第78条	・見学者への対応は、基本的に甲がすると考えてよろしいでしょうか？ ・また、見学の頻度、見学者の数、協力の内容についてお示しください。	・ご質問のとおりです。 ・頻度、数について想定していませんが、運営業務に支障のない範囲で実施します。協力については、施設に関する具体的な説明などを想定しています。
249	27	第14章	第78条	本件施設の見学者への必要な協力とは、具体的にどのようなことをさすのでしょうか？(食事のご提供、及びその際のメニュー内容)	施設に関する具体的な説明などを想定しています。
250	別紙1	定義集	12	この開業費には、SPCの設立に係る費用、事業契約に係る費用等を含めても宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
251	別紙1	定義集	13	13において、「開庁日」の定義として「開庁日以外の日」とありますが、もう少し明確な定義づけをお願いします(「開庁日」とは何ですか？)	特定事業契約書(案)別紙1の定義集30に示すとおりです。
252	別紙1	定義集	29	不可抗力とは暴風等を挙げておりますが、その中で「その他人為的な現象であって甲及び乙のいずれの責にも帰さないもの」とされてます。例えば「テロ行為」はこの条件に含むと考えて宜しいでしょうか。	いわゆる「テロ行為」についてはご質問のとおりです。
253	別紙5	乙が付保する保険		各保険について、被保険者の指定があれば明示ください。	全て乙です。
254	別紙5	乙が付保する保険		乙が付保する保険として、1普通火災保険 2建設工事保険 3第三者賠償責任保険が記載されていますが、保険契約者は乙のSPCだけではなく、各々の業務を担当する構成企業が保険契約者となるのが可能と考えて宜しいでしょうか。(1普通火災保険は維持管理企業又は運営企業、2建設工事保険及び3第三者賠償責任保険は建設企業)又事業者が提案する保険についても上記と同様に考えますが如何でしょうか。	保険契約者はSPC以外でもかまいませんが、被保険者はSPCとしてください。事業者提案による保険は特に問いません。
255	別紙8	「サービス購入料」の支払方法及び改定方法		サービス購入料1の算定にあたって適用する基準金利として平成14年7月29日の基準金利とありますが、平成15年の誤りではないでしょうか。	平成15年7月29日とします。
256	別紙8	「サービス購入料」の支払方法及び改定方法		サービス購入料の支払いが6ヶ月毎とのことですが、通常の学校給食委託では1ヶ月ごとに委託料の支払いが行われています。貴市のサービス購入料支払いに対する考え方は十分理解できますが、本事業は運営人件費だけでも年間2億6千万円程度となることが見込まれています。そのため、サービス購入料の支払われない半年間の、給食運営会社の人件費等の支出は莫大な物となります。給食運営会社に過度の負担を強いることになるのではないかと考えますが、その点についてご配慮いただけないでしょうか。	特定事業契約書(案)に示したとおりとします。
257	別紙9	モニタリングと「サービス購入料」の減額		「委託料」は維持管理業務及び運営業務の対価から構成されると解しますが、いずれか一方の業務における事業者の責めにより「委託料」全体の減額もしくは支払留保の措置を受けることは、事業者として非常に負担が大であります。特に運営業務と維持管理業務が別々の企業にて対応する場合、何ら落ち度のない企業が連座をする形で不利益を被る可能性が否定できませんので、運営業務に係る委託料と維持管理業務に係る委託料に分別処理していただくようお願いいたします。	特定事業契約書(案)に示すとおりとします。
258	別紙9	モニタリングと「サービス購入料」の減額	2	現在の給食センター3ヶ所において、過去に発生したレベル毎の内容についてデータを開示下さい。	食中毒事故については発生させたことはありません。
259	別紙9	モニタリングと「サービス購入料」の減額	2	「軽微な影響」、また、「重大な影響」とは、どのようなものを指すのか、ご説明あるいは、ご例示ください。	「重大な影響」とは食中毒を生じる可能性がある程度、「軽微な影響」とはそれ以外をいいます。
260	別紙9	モニタリングと「サービス購入料」の減額	3	是正期間の具体的な日数と、市が改善されたと判断される基準を開示下さい。	程度、緊急度等を勘案して設定します。改善は、レベル1からレベル4に示す状態を脱したと判断できる状態です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
261	別紙9	モニタリングと「サービス購入料」の減額	4		委託料に係る支払いが留保された期間においても、賃貸料に係る部分は通常とおり支払われるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
262	別紙11	保証契約書(案)	第2条	1	……市と保証人が別途合意した書式による保証債務請求書を送付しなければならない」と記載されていますが、現段階において保証債務請求書が提示されていないと、内容が確認できません。保証債務請求書の書式についてご提示ください。	第57条第1項に示すとおりです。保証契約書(案)第2条第1項については、「市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、保証内容及び期限を付した書面を送付しなければならない」と変更します。
263	別紙11	保証契約書(案)			保証対象となる債務の内容が明示されておられないので、明記いただきますようお願いいたします。	保証契約書(案)第1条に第1項として以下の条項を追加いたします。「保証人は、事業者が市との間で締結した平成15年 月 日付千葉市大宮学校給食センター(仮称)整備事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負担する特定事業契約書第57条第1項の債務(以下「主債務」という。)につき保証し、事業者と連帯して履行の責めを負うものとする。」なお、前文の「(以下「事業契約」という。)」及び「(以下「主債務」という。)」の文言は削除いたします。
264	別紙11	保証契約書(案)	前文		前文中、「…に基づいて事業者が市に対して負担する第1条の債務(以下「主債務」という。)」とありますが、ここでいう「第1条の債務」とは何を指しておられるのか、ご教示ください。	保証契約書(案)第1条に第1項として以下の条項を追加いたします。「保証人は、事業者が市との間で締結した平成15年 月 日付千葉市大宮学校給食センター(仮称)整備事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負担する特定事業契約書第57条第1項の債務(以下「主債務」という。)につき保証し、事業者と連帯して履行の責めを負うものとする。」なお、前文の「(以下「事業契約」という。)」及び「(以下「主債務」という。)」の文言は削除いたします。
265	別紙11	保証契約書(案)	前文		前文4行目「第1条の債務」とありますが、「事業契約書第57条第1項の債務」ではないでしょうか？	保証契約書(案)第1条に第1項として以下の条項を追加いたします。「保証人は、事業者が市との間で締結した平成15年 月 日付千葉市大宮学校給食センター(仮称)整備事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負担する特定事業契約書第57条第1項の債務(以下「主債務」という。)につき保証し、事業者と連帯して履行の責めを負うものとする。」なお、前文の「(以下「事業契約」という。)」及び「(以下「主債務」という。)」の文言は削除いたします。
266	別紙11	保証契約書(案)	第1条		第1条の債務を「主債務」と定義されていますが、第1条には「主債務」の定めがありませんので、保証契約書(案)の修正等により主債務の内容を具体的にお示し下さい。	保証契約書(案)第1条に第1項として以下の条項を追加いたします。「保証人は、事業者が市との間で締結した平成15年 月 日付千葉市大宮学校給食センター(仮称)整備事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負担する特定事業契約書第57条第1項の債務(以下「主債務」という。)につき保証し、事業者と連帯して履行の責めを負うものとする。」なお、前文の「(以下「事業契約」という。)」及び「(以下「主債務」という。)」の文言は削除いたします。
267	別紙12	法令変更の場合の費用分担規定			現在、社会保険制度の改正が論議されています。社会保険制度等の改正は人件費の上昇に直接結びつくものと考えますが、これについては「本件整備運営事業に直接関係する法令」に該当すると考えてよろしいのでしょうか。	該当しません。

実施方針の質問に対する回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
268	3		1	(6)	人件費は固定費、変動費どちらで扱えばよろしいのでしょうか。「実施方針」と「実施方針の意見に対する回答」で食い違っているようですが。	食数に関係なく必要となる人件費、食数に関係して変動できる人件費の双方が考えられます。入札参加者の提案に委ねます。

その他の質問に対する回答

	項目	質問	回答
269		アレルギー対応食について取り組む予定はあるのでしょうか。取り組む場合、どこまで協力してもらえるのでしょうか。例えば、対応厨房の問題や学校側に調査書配布の依頼などの問題などがあります。	本件では、給食センターでのアレルギー対応は想定しておりません。
270	閲覧・貸出の用地実測図	水路(及び道路)の記入がありますが、現況、畑や菜園となっています。地下部に水路が存在するのでしょうか。	地質調査においては確認できません。